

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年5月30日
【事業年度】	第6期(自平成18年7月1日至平成19年6月30日)
【会社名】	株式会社エスグラントコーポレーション
【英訳名】	S-GRANT. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本 宏之
【本店の所在の場所】	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
【電話番号】	03-5740-2300
【事務連絡者氏名】	常務取締役 前田 嘉也
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
【電話番号】	03-5740-2300
【事務連絡者氏名】	常務取締役 前田 嘉也
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年9月27日に提出した第6期（自平成18年7月1日至平成19年6月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策のひとつとして位置付けており、業績に裏付けられた成果の配分を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としておりますが、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、平成19年6月期の年間配当を1株につき700円の普通配当に記念配当300円を加えて、1株につき、1,000円の配当をおこないます。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として、中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

なお、内部留保資金につきましては、今後の経営環境の変化に柔軟に対応すべく、財務体質の強化及び事業拡大に充当していく方針であります。

（訂正後）

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策のひとつとして位置付けており、業績に裏付けられた成果の配分を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としておりますが、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としておりまして、平成19年6月期の年間配当を1株につき700円の普通配当に記念配当300円を加えて、1株につき、1,000円の配当をおこないます。配当の決定機関につきましては、中間配当は取締役会で、期末配当は株主総会であります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として、中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

なお、内部留保資金につきましては、今後の経営環境の変化に柔軟に対応すべく、財務体質の強化及び事業拡大に充当していく方針であります。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成19年9月27日 定時株主総会	53,725	1,000 （うち、300円は記念配当）